

平成27年度開設予定の 小規模保育事業所について

平成27年7月14日

習志野市子ども・子育て会議資料

1. 小規模保育事業について

・平成27年4月から開始した子ども・子育て支援新制度において、新たに、市が認可することとなった保育事業である。原則、0歳から満3歳未満の保育が必要な子どもを対象とし、特徴は、定員が6人以上19人以下と規模が小さいため、きめ細やかな保育ができることである。

2. 小規模保育事業所の整備について

・習志野市子ども・子育て支援事業計画では、平成28年度から小規模保育事業を整備する予定である。

【子ども・子育て支援事業計画での小規模保育事業所の整備】

整備予定年度	中学校区	定員
平成28年度	第一中学校区(1ヶ所)	18人
	第三中学校区(2ヶ所)	38人
	第四中学校区(1ヶ所)	18人
平成29年度	第二中学校区(1ヶ所)	18人
	第六中学校区(1ヶ所)	18人
平成30年度	第三中学校区(1ヶ所)	19人
合計	7ヶ所	129人

3. 今後の認可外保育施設の展開について

・子ども・子育て支援新制度では、認可外保育施設の質の向上を図るために認可化を推進しており、本市においても、計画とは別に、認可外保育施設の認可化に取り組む。

・本市には、計12か所の認可外保育施設があるため、平成27年度は、これらの認可外保育施設から小規模保育事業所への移行を支援することとする。

市内の認可外保育施設に移行希望調査を実施した結果、3施設から、平成27年度中の小規模保育事業への移行希望があった。現在、施設より提示された定員(案)は以下のとおりである。

中学校区	定員			合計
	0歳	1歳	2歳	
2中学校区	6	6	6	18
4中学校区	3	6	10	19
4中学校区	3	3	6	12

今後、小規模保育事業の認可基準に基づき審査し、認可する予定である(開設時期は、平成27年10月以降)。